

「週休2日モデル工事」の実施及び「余裕期間制度の試行」について

(お知らせ)

令和2年5月14日

下松市契約監理課

下松市・下松市上下水道局が発注する建設工事において、建設現場における休日確保への取組のため「週休2日モデル工事」の実施及び工事着手日前に建設労働者等の確保を可能とする「余裕期間制度の試行」を下記のとおり制定しますのでお知らせします。

記

1. 適用基準日

令和2年5月15日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

2. 対象工事

(1) 「週休2日モデル工事」

現場作業を行う期間が1ヵ月以上の全ての工事を対象とする。ただし、特に緊急を要する工事または施工時期等に制約がある工事は対象外とする。

(2) 「余裕期間制度の試行」

緊急性等の観点から支障が生じない土木系工事の中から、発注者が選定した工事

3. 定義

(1) 「週休2日モデル工事」

対象期間において、4週8休以上の現場閉所が行われること。

(2) 「余裕期間制度の試行」

余裕期間は、契約締結日の翌日から発注者が指定又は受注者が選定した工事着手日の前日までの期間とし、60日を超えない範囲内で設定する。なお、余裕期間中は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人の配置を要しない。

4. 実施方法

(1) 「週休2日モデル工事」

ア 発注者は、現場説明書に「週休2日モデル工事（発注者指定型あるいは受注者希望型）の対象工事である」旨を明記して発注する。

イ 「発注者指定型」の場合、受発注者は、契約後、発注者が作成した工事工程表（参考様式（別紙2））を基に、工事工程のクリティカルパス等を共有する。

ウ 「受注者希望型」の場合、受注者は、契約後速やかに「週休2日」の実施希望の有無について、発注者に書面で協議する。「週休2日」の実施を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに週休2日の実施に必要となる工期について発注者に協議し、発注者は工期延伸が必要と認められる場合に契約変更を行う。

(2) 「余裕期間制度の試行」

余裕期間の設定方式は、発注者が工事着手日を指定する「発注者指定方式」と「受注者が工事着手期限日までの間で工事着手日を選択できる「任意着手方式」がある。

ア 当該工事が「余裕期間制度」の試行対象工事であること。

イ 余裕期間の設定方式（「発注者指定方式」又は「任意着手方式」）

ウ 「工事着手日」（発注者指定方式の場合）又は「工事着手期限日」（任意着手方式の場合）

5. 確認方法

(1) 「週休2日モデル工事」

発注者は、現場閉所状況が判る実施工程表や出面表等により、「週休2日」に実施状況を確認する。

以上